

平成二十九年五月九日提出
質問第一八七号

沖縄県名護市辺野古地区及び東村高江地区における工事及び警備等業務の変更契約に関する質
問主意書

提出者 仲里利信

沖縄県名護市辺野古地区及び東村高江地区における工事及び警備等業務の変更契約に関する質

問主意書

政府は、名護市辺野古地区における工事請負契約や警備委託業務契約等に関して度重なる変更契約を行ったとのことである。また、東村高江のヘリパッド造成のための工事請負契約や警備委託業務契約等においても同様に度重なる変更契約を行ったとのことである。

そこで以下お尋ねする。

一 平成二十八年度及び二十九年度の名護市辺野古地区における全ての工事請負契約や道路整備工事請負契約等において、工事請負契約毎に、当初の契約額、変更の契約額とその理由（変更契約が複数あるならばその全て）について政府の承知するところを明らかにした上で、契約変更の妥当性について政府の見解を答えられたい。

二 平成二十八年度及び二十九年度の名護市辺野古地区における全ての警備委託業務契約において、委託業務契約毎に、当初の契約額、変更の契約額とその理由（変更契約が複数あるならばその全て）について政府の承知するところを明らかにした上で、契約変更の妥当性について政府の見解を答えられたい。

三 平成二十八年度及び二十九年度の東村高江地区のヘリパッド造成のための全ての工事請負契約や道路整備工事請負契約等において、工事請負契約毎に、当初の契約額、変更の契約額とその理由（変更契約が複数あるならばその全て）について政府の承知するところを明らかにした上で、契約変更の妥当性について政府の見解を答えられたい。

四 平成二十八年度及び二十九年度の東村高江地区のヘリパッド造成のための全ての警備委託業務契約において、委託業務契約毎に、当初の契約額、変更の契約額とその理由（変更契約が複数あるならばその全て）について政府の承知するところを明らかにした上で、契約変更の妥当性について政府の見解を答えられたい。

五 質問一～四に関連して、これらの工事請負契約及び委託業務契約の積算を行った歩掛りや単価、その他積算の根拠となった資料は「政府が作成した歩掛り・単価等」によるものか、それとも「民間会社から提供された歩掛り・単価等」によるものか、について全ての工事請負契約及び委託業務契約毎に明らかにした上で、その資料を根拠とした妥当性について政府の見解を答えられたい。

六 国内に数機しかない大型特殊ヘリで重機や工事用資材等を空輸したり、車両番号の未表示や短いバン

パーの使用等法令違反のダンプで砂利を搬入したりした経費について政府の承知するところを明らかにした上で、大型特殊ヘリや違法ダンプを用いなければならないとする緊急性や必要性について政府の見解を答えられたい。

七 工事や警備に要する経費が当初の見込みから大幅に膨れ上がった理由は、現場の自然条件や請負業者の施工能力、工事資材の供給難等に対する見込みの甘さなのか、それとも何が何でも地元の反対を押さえつけ諦めさせるために「税金の無駄遣い」と非難されることも厭わずに多額の経費を掛けて短期間で集中的に工事を終わらせようとしたことによるものか、について政府の認識と見解を答えられたい。

右質問する。